

小規模特認校とは

特認校制度の趣旨と目的

少人数で特徴を生かし、地域に根ざした特色ある教育を推進している小規模な学校(小規模特認校)に通学し、心身の成長、確かな学び、豊かな人間性を育みたいという保護者の希望がある場合、一定の条件のもと、校区外から通学することを認める制度です。

本市においては、特認校制度を導入することにより、複式学級を解消できるよう取り組んでいくこととします。

主な特色ある教育活動

東別院小学校・・・コミュニティスクール(学校運営協議会制度)

- ・学校運営協議会を設置し学校運営を行う学校のことで、学校に設置された協議会には地域住民等に委員として参画いただき、良きパートナーとして、児童や学校の抱える課題解決の手助けや、未来を担う子供たちの成長のための支援などについて包括的に検討いただくもので、学校・家庭・地域が一体となって、より良い教育の実現を目指すものです。

西別院小学校・・・起業体験推進事業(キャリア教育推進事業)

- ・児童一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、学校と地域・産業界との連携を深め、小学校からの起業体験活動など、発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進し、児童にこれからの社会に求められる資質・能力を養うものです。
具体的には、模擬会社の設立や企業等と連携した新商品の開発等の体験型学習を行うものです。

西別院小学校では、平成26年度からキャリア教育の一環として、起業体験教育に取り組んでいます。

就学条件

次の項目すべて満たしていることが条件

- 1 保護者及び児童がともに亀岡市内に住所を有していること。若しくは就学までに転入する見込みがあること。
- 2 通学する小規模特認校の教育活動、PTA活動等に賛同し、協力すること。
- 3 保護者の費用負担及び責任において通学させるか、スクールバスを利用すること。
なお、スクールバスを利用する場合は、亀岡市教育委員会で定めた取り決めに従うこと。
- 4 原則として卒業するまで就学すること。

亀岡市立学校小規模特認校実施事務の流れ（案）

内 容	時 期	備 考
小規模特認校制度に関する 要綱の策定	平成２８年９月１日 施行予定	
入学・転学児童募集案内の配 布	平成２８年９月中旬	市内小学校（１～５年生対象） 市内保育所・園、幼稚園（５歳児対 象）各公共施設他 カラーＡ３両面刷り
市ホームページに募集記事 を掲載	平成２８年９月中旬	
キラリ亀岡おしらせに募集 記事を掲載	平成２８年９月１５ 日号	
学校説明会・学校見学会等開 催	平成２８年１０月	説明会、見学会等を開催する（東・ 西別院小学校で開催） ※別日希望の場合は対象小学校と調整
申請書提出期限	平成２８年１１月中 旬	
面接	平成２８年１１月末	学校長等の面接 最終確認
審査	平成２８年１２月	市教委にて就学の可否について審 査
転入学許可通知	平成２９年１月中旬	通知書発送
物品販売・入学説明会	平成２９年２月ごろ	
平成２９年度入学式	平成２９年４月	

平成29年度亀岡市立学校小規模特認校募集人数（案）

東別院小学校

平成28年度 児童・学級数

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
人 数	2	1	6	3	3	5
クラス数	1		1	1		1

平成29年度 見込

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
人 数	7	2	1	6	3	3
クラス数	1	1		1		1

平成29年度募集人数

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
地元児童	7	2	1	6	3	3
特認児童	若干名	5名程度	6名程度	若干名	4名程度	4名程度
クラス数	1	1	1	1	1	1

※複式学級を解消するため、各クラス7名で設定

西別院小学校

平成28年度 児童・学級数

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
人 数	2	2	3	1	6	5
クラス数	1	1		1		1

平成29年度 見込

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
人 数	3	2	2	3	1	6
クラス数	1	1		1		1

平成29年度募集人数

学 年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
地元児童	3	2	2	3	1	6
特認児童	4名程度	5名程度	5名程度	4名程度	6名程度	若干名
クラス数	1	1	1	1	1	1

※複式学級を解消するため、各クラス7名で設定